

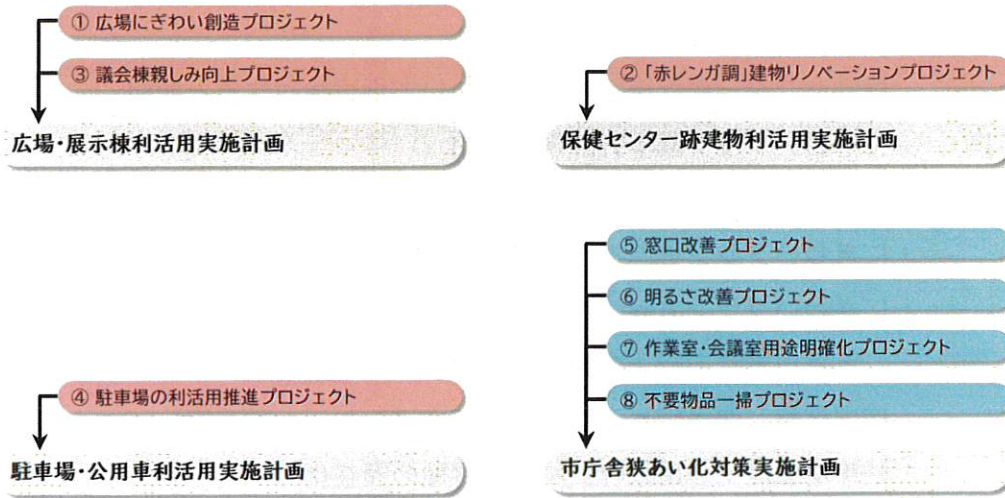
和光市「市庁舎にぎわいプラン基本計画」(素案)について

1. これまでの経緯

- 平成30年2月 広沢複合施設基本計画策定
保健センター移転後跡地利用について別途検討すると明記
- 平成30年度 にぎわいプラン基本方針検討開始
にぎわいプランに関する講演会開催《全3回》
にぎわいプラン専門検討委員会開催(学識中心8名)《全2回》
にぎわいプラン方針検討委員会
・窓口業務を行う職員ワーキング(業務経験職員8名・関係課長8名)
庁内調整(関係課ヒアリング、庁内アンケート調査等)
駐車場管理・公用車等に関する課題の顕在化
- 平成31年4月 政策会議にて「市庁舎にぎわいプラン基本方針」策定
事業の基本コンセプト対象エリアとプロジェクトの方向性を示す
- 令和元年度 「市庁舎にぎわいプラン基本計画」検討開始
にぎわい計画基本計画検討委員会開催(学識・市民・職員9名)《全3回》
基本計画庁内検討委員会(関係課課長級11名)
・窓口職員現状把握ヒアリング
・ワーキングチームによる意見交換
・業務フロー研究等
- 令和元年8月 全員協議会にて基本方針説明
- 令和元年10月 公共施設マネジメントに関する講演会
- 令和元年11月 市民まつりアンケート調査
議会改革の一環としての意見交換会
- 令和2年4月 各課長へにぎわい基本計画案説明(文書会議)
- 令和2年5月 基本計画庁内検討委員会開催・基本計画(素案)意見徴収
- 令和2年6月 公共施設マネジメント推進会議開催(部長)(文書会議)
パブリックコメント実施(～7月8日まで)
全員協議会「市庁舎にぎわい基本計画(素案)」説明
- 令和2年7月 政策会議(予定)

2. 基本方針からの経緯

詳細な基本計画を策定した後、実施手法等を定める実施計画を策定します。



3. 基本計画の概要



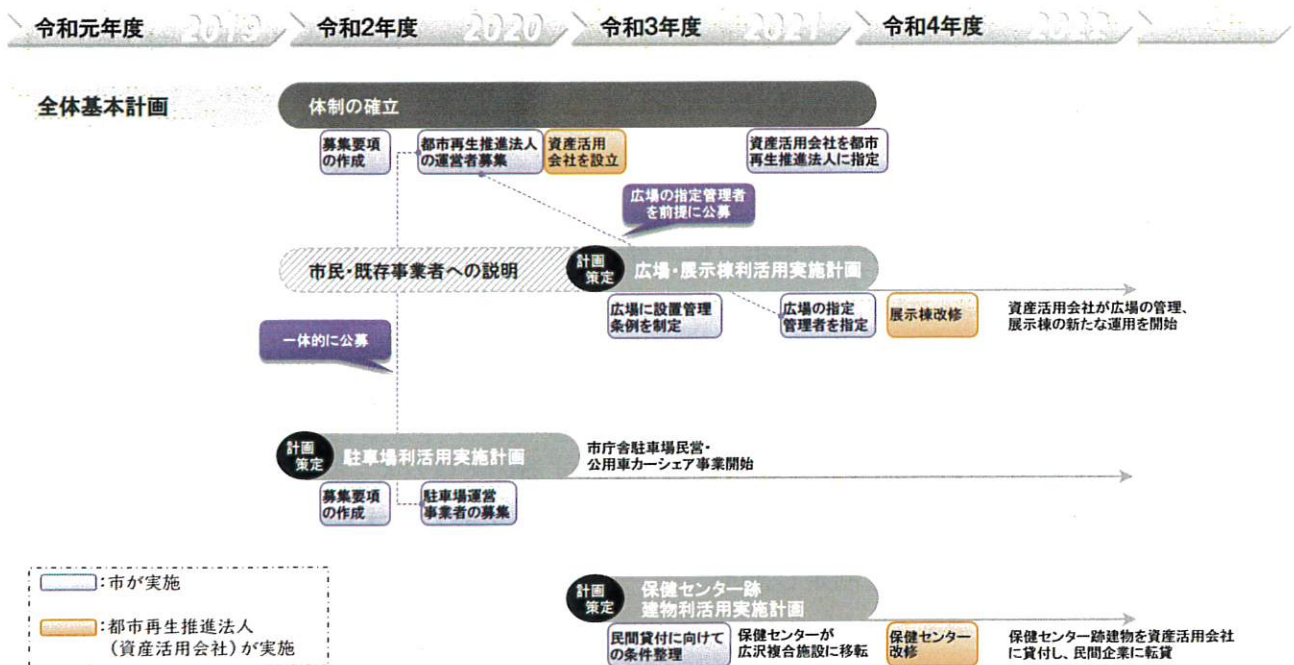
4. 都市再生推進法人（資産活用会社）によるマネジメント



- 総合的に公有資産の活用ができるように、資産活用会社を公募し管理運営を一任します。
- 市が、資産活用会社に対して、公共を補完する都市再生推進法人に指定します。都市再生推進法人は、市に対して業務の報告が必要であり、業務改善命令や指定の取り消しを行うことも可能です。
- 都市再生推進法人の運営は、市が運営費を補てんするのではなく、財産を貸付けることで収入を得られる環境を提供し、民間の経営効率性を発揮してサービスを提供します。
- 市民広場に設置管理条例を制定します。

5. 事業スケジュール

- 広場・展示棟利活用実施計画
令和3年以降に市民広場の指定管理者制度を導入する予定です。
- 駐車場利活用実施計画
資産活用会社、駐車場運営者等の募集を令和2年度に一括して行います。
- 保健センター跡建物利活用実施計画
令和3年度に研究開発企業等への需要調査を行います。



※市庁舎狭あい化対策実施計画は令和3年度以降実施